

# 一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

## 編集委員会規則

平成 25 年 10 月 21 日制定

### (趣旨)

第 1 条 この規則は一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会 委員会規定第 1 条により設置された編集委員会（以下「本委員会」という。）が業務を行う上で必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 本委員会は日本輸血細胞治療学会誌（以下「本誌」という。）の編集と発行及び学会刊行物の監修に係わる業務を行う。

### (委員)

第 3 条 本委員会に委員長 1 名と副委員長 2 名をおく。  
本委員会の委員長、副委員長、委員は、各々本誌の編集長、副編集長、編集委員に就く。

### (委員会)

第 4 条 本委員会は委員長が召集し議長となる。  
委員長は議事録を作成し委員の承認を得た上で事務局へ提出する。

- 1) 本委員会は、委員長、副委員長、委員の合計の過半数の参加によって成立する。
- 2) 欠席者の委任状は委員会への参加とみなす。
- 3) 議案に対する採決を行うことができる。
- 4) 出席者及び委任状の合計人数の過半数の賛意をもって議案への承認とする。

### (業務)

第 5 条 本委員会は目的を達成するために以下の業務を行う。  
業務を遂行する上で委員長が必要と認めた場合には委員以外の会員に意見を求めることができる。

- 1) 投稿論文の査読
- 2) 本誌の編集
- 3) 本誌の発行
- 4) 学会刊行物の監修

### (改定)

第 6 条 本委員会規則は理事運営委員会の承認を得て改定することができる。

附則

この規則は平成25年10月21日より施行する。